

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成26年7月10日(2014.7.10)

【公表番号】特表2013-530118(P2013-530118A)

【公表日】平成25年7月25日(2013.7.25)

【年通号数】公開・登録公報2013-040

【出願番号】特願2013-512193(P2013-512193)

【国際特許分類】

C 04 B 35/195 (2006.01)

C 04 B 35/622 (2006.01)

【F I】

C 04 B 35/16 A

C 04 B 35/00 F

【手続補正書】

【提出日】平成26年5月21日(2014.5.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

タルク、少なくとも1種類の水和粘土、アルミナ、およびシリカを含むコーディエライト前駆体材料と、少なくとも1種類の結合剤とを含む、セラミック未焼成体であって、

前記少なくとも1種類の結合剤が、前記セラミック未焼成体の3重量%～10重量%を構成し、

前記セラミック未焼成体が焼成粘土を含まないことを特徴とする、セラミック未焼成体。

【請求項2】

前記結合剤が、メチルセルロース、エチルヒドロキシエチルセルロース、ヒドロキシブチルメチルセルロース、ヒドロキシメチルセルロース、ヒドロキシプロピルメチルセルロース、ヒドロキシエチルメチルセルロース、ヒドロキシブチルセルロース、ヒドロキシエチルセルロース、ヒドロキシプロピルセルロース、カルボキシメチルセルロースナトリウム、およびそれらの組合せのうち少なくとも1つを含むことを特徴とする請求項1記載のセラミック未焼成体。

【請求項3】

前記水和粘土が、カオリナイト、ハロイサイト、パイロフィライト、およびそれらの組合せのうち少なくとも1つを含むことを特徴とする請求項1または2記載のセラミック未焼成体。

【請求項4】

前記セラミック未焼成体がハニカム構造を有し、前記ハニカム構造が複数のセル壁を備えたウェブ構造を有し、前記セル壁のそれぞれが0.005インチ(0.127mm)未満の厚さを有することを特徴とする請求項1または2記載のセラミック未焼成体。

【請求項5】

前記ウェブ構造の90%に高速流のウェブが存在しないことを特徴とする請求項4記載のセラミック未焼成体。